

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会専門委員会規程

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

## (役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

## (役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

## (役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市広報記録実施要項

## 1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）への関心や参加意欲を高めるために行う、効果的な広報及び大会開催の成果を永く留めるために実施する記録業務について、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、広報・記録業務を実施する。

## 3 広報

各種媒体を利用した広報活動として、以下のとおり実施する。

## (1) 印刷物等による広報

## ア 印刷物の作成・配布

県が作成する印刷物との調整を図りながら、ポスター、パンフレット等必要な印刷物を効率的に作成し、配布する。

## イ 啓発用物品の作成・配布

啓発用物品を作成し、各種イベント等において配布する。

## ウ 広報紙等の活用

市が発行する広報紙への P R 記事掲載を積極的に行う。また、関係団体等が発行する刊行物に、掲載への協力を依頼していく。

## (2) マスコミによる広報

## ア マスメディアの活用

新聞、テレビ、ラジオ等、報道機関との緊密な連携を図り、積極的な情報の提供を行う。

## (3) 工作物や各種イベント等による広報

## ア 工作物の製作・設置

広告看板、横断幕等を作成し、効果的な場所に設置を行う。

## イ 各種イベント等への参画

各種イベントや市主催事業への参加等、あらゆる機会に随時効果的な広報活動を展開する。

(4) ニューメディアによる広報

ア 情報通信媒体の活用

インターネット、ホームページ、SNS等を積極的に活用し、即時的・広域的な情報の提供を行う。

(5) PRブースによる広報

ア 観光案内

観光案内所、市役所庁舎内、宿泊施設及び競技会場の案内所等において、下妻市の観光マップ・パンフレットの配布を行う。

4 記録

大会及び大会関係諸行事の様子等を記録・保存する。

(1) 記録

市広報担当職員等により、写真・ビデオ等の記録撮影を行う。

(2) 保存

撮影済みデータを整理し、市教育委員会が保管する。

5 報告書

(1) 作成方法

大会の準備経過及び開催結果等を記録保存するため、大会報告書を作成する。

(2) 配布

配布先は、準備委員会関係団体及びその他必要な範囲とする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、広報記録の実施に関して必要な事項は、別に定める。

7 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

年 月 日

## 協賛申込書

下妻市で開催されるいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次に掲げる品目を協賛品として提供します。

品 目	規 格	数 量	単 価	総 額

ホームページ等への掲載を希望(する・しない)

引き渡し予定年月日 年 月 日

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会  
会 長 様

申込者

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者氏名( \_\_\_\_\_ )

## 協賛品受領証明書

下妻市で開催するいきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記の品目を協賛品として受領したことを証明します。

品目	規格	数量	単価	総額

受領年月日                      年    月    日

年    月    日

様

第74回国民体育大会下妻市準備委員会  
会 長

第74回国民体育大会下妻市準備委員会  
〒304-8555  
住所 下妻市鬼怒230番地  
Tel:0296-45-8100(直通) Fax:0296- -  
E-mail:kokutai@city.shimotsuma.lg.jp  
担当

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市協賛謝意実施基準

## 1 謝意表明基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方式	対応者	協賛者名掲載
企業・法人・団体	100 万円以上	感謝状	贈呈式	会 長	市ホームページ及び報告書等に協賛者名掲載 協賛物品に協賛者名掲載可 協賛者の呼称使用可
	100 万円未満 50 万円以上			副 会 長	
	50 万円未満 10 万円以上		持 参	事務局長	
	10 万円未満	礼 状	郵 送		

## 備考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合、上記に準ずる。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (4) 同一者から、複数回にわたり協賛すると最初に申し出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。また、贈呈式については、原則として 1 回限りの実施とする。
- (5) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や CSR（社会貢献活動）に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に準備委員会事務局に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

社は、いきいき茨城ゆめ国体下妻市開催

を応援しています。  
の協賛企業です。  
ソフトボール競技会を応援しています。  
ソフトボール競技会の協賛企業です。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市市民運動推進要項

## 1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）を市民総参加の大会とするとともに、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び一般観覧者等（以下「大会参加者」という。）を温かく迎えるために展開する市民運動について必要な事項を定める。

## 2 市民運動の展開

市民総参加の大会とするため、第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）を推進組織とし、市民・各種団体や企業などと協働で各種市民運動を展開する。

## 3 市民運動の主な活動

## (1) 花いっぱい運動

## ア プランター飾花による歓迎装飾

ボランティア及び小・中学校等の各種団体に栽培されたプランターによる飾花を行う。プランターには、栽培者がメッセージを記載した歓迎ステッカーを貼り付け、競技会場等に設置する。

## (2) 環境美化運動

## ア 地域単位での活動

まちを美しくするため、既存組織や自治会等の協力を得て、環境美化活動に取り組む。

## イ スポット的な取組

各種団体、ボランティア等の協力を得て、会場及び主要道路等の環境美化活動に取り組む。

## ウ 自主的活動

地域住民が自主的に自宅周辺や沿道の環境美化に取り組んでいただけるよう啓発する。

## (3) おもてなし運動

## ア 手作り旗の作成・歓迎装飾

小・中学生の協力を得て、各都道府県の選手を歓迎・応援するのぼり旗を作成し、競技会場等に設置する。

## イ 応援観戦チラシの作成・配布

ソフトボール競技のルールや見所の紹介、専門用語の解説等のガイドブックやミニプログラム等を配布する。



#### ウ 競技会場でのおもてなし

大会参加者が快適に大会期間を過ごせるように、競技会の案内や駐車場整理、休憩所のドリンクサービスを行う。

#### (4) 会場観戦推進運動

##### ア 学校観戦

市内幼稚園・保育園及び学校を対象とした学校観戦を実施し、歓迎ムードを高め、大会を盛り上げる。

##### イ 地域観戦

自治会等を対象とした団体観戦を実施し、歓迎ムードを高め、大会を盛り上げる。

#### (5) その他市民運動

その他、必要に応じて市民運動を展開する。

### 4 ボランティア募集・配置

#### (1) 受付・案内ボランティア

選手・観客等の来場者受付、会場案内、資料配付等。

#### (2) 会場サービスボランティア

休憩所でのドリンクサービス・接待、弁当引き替え・空き容器回収等。

#### (3) 環境美化ボランティア

会場装飾物の維持・管理（花の水やり等）、会場清掃、ゴミ箱の維持・管理等。

#### (4) 駐車場整理ボランティア

駐車場の案内・整理、シャトルバスの誘導等。

#### (5) 大会PRボランティア

大会前に準備委員会が行うイベントや国体啓発活動等への協力。

#### (6) 花づくりボランティア

競技会場等を装飾するプランター飾花の栽培。

#### (7) その他ボランティアについて必要な事項は、別に定める。

### 5 推進方法

(1) この運動の目的について理解し、多くの市民が参加するために、積極的な各種広報活動を展開する。

(2) 学校・企業・自治会等の各種団体については、それぞれの組織を通して、連携体制を確立する。

### 6 その他

この要項に定めるもののほか、市民運動の推進に関して必要な事項は、別に定める。

### 7 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市ボランティア募集要項

## 1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の運営を支え、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者」という。）を温かくもてなしていただける競技会運営ボランティアの募集等について、必要な事項を定める。

## 2 募集主体

第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）

## 3 活動内容

項目		内容
大会 運 営	受付・案内	選手・観客等の来場者受付、会場案内、資料配布等
	会場サービス	休憩所でのドリンクサービス・接待、弁当引き換え、空き容器回収等
	環境美化	会場装飾物の維持・管理（花の水やり等）、会場清掃、ゴミ箱の維持・管理等
	駐車場整理	駐車場案内・整理、シャトルバスの誘導等
準 備	大会 P R	大会前に準備委員会が行うイベント、国体啓発活動への協力等
	花 つ く り	競技会場等を装飾するプランター飾花の栽培

## 4 募集期間

2017年6月1日～2019年3月31日とする。ただし、必要に応じて適宜募集期間の変更を行うことができるものとする。

## 5 応募要件

ボランティア実施時に高校生以上の者。ただし、応募時点で18歳未満または高校生の場合は、保護者の同意を必要とする。

## 6 応募方法

登録申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送またはFAX等により、準備委員会事務局宛に申し込むものとする。

## 7 活動期間

### (1) 大会運営

ア 第74回国民体育大会競技別リハーサル大会

第73回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）  
2018年8月18日（土）～20日（月）

イ 第74回国民体育大会デモンストレーション競技 Eポート競技会  
開催時期未定

ウ 第74回国民体育大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）  
2019年9月29日（日）～10月1日（火）

### (2) 事前準備

ア 準備委員会が活動を必要とするイベント等で準備委員会が指定する期間

## 8 主な活動場所

下妻市内

## 9 登録・取り消し

- (1) 応募要件を満たした応募者を「いきいき茨城ゆめ国体下妻市ボランティア」として登録する。
- (2) 本人あるいはグループ・団体の申し出により、登録を取り消すことができる。
- (3) 登録をしているボランティアが大会のイメージを損なう行為をした場合、準備委員会は登録を取り消すことができる。

## 10 報酬・交通費等

- (1) 活動及び研修等への参加に対する報酬は無償とし、交通費も自己負担とする。
- (2) 服飾などの識別用品及び昼食については、必要に応じて準備委員会が支給する。
- (3) 花つくりの栽培に係る、プランター、土、種については、必要に応じて準備委員会が支給する。

## 11 保険

活動に当たっては、準備委員会の判断により、「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。加入した場合の保険料は、準備委員会が負担する。

## 12 個人情報の取り扱い

- (1) 応募者の個人情報（氏名、住所、電話番号など）は、準備委員会が主催するボランティア活動、競技会の運営のために活用し、その他の目的では使用しない。
- (2) 応募時の登録申込書において、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意する登録者の個人情報については、県実行委員会へ提供することがある。

### 13 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティア募集に関して必要な事項は、別に定める。

### 14 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市協賛取扱要項

## 1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業等から協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

## 2 協賛の実施方法

- (1) 企業等から協賛の申し出があった場合は、第 7 4 回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）が受け入れることとする。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛申込書（様式第 1 号）により行う。
- (3) 協賛を受け入れた場合は、協賛品受領証明書（様式第 2 号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

## 3 協賛の形態

- (1) 物品協賛  
大会運営用物品や歓迎装飾用物品など具体的な物品提供。
- (2) 広告協賛  
準備委員会が実施する広報活動への支援。
- (3) 施設協賛  
企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援。
- (4) その他の協賛  
その他、準備委員会が認めるもの。

## 4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 法令、公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認めるもの。
- (5) その他、準備委員会が適当でないと認めるもの。

## 5 協賛の表示

(1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、以下の内容で協賛の表示をすることができる。

ア 協賛物品への協賛企業・団体名の表示。

イ ホームページへの企業・団体名等の紹介。

ウ 各種印刷物及び配布物への企業・団体名の表示。

エ その他、準備委員会が認めるもの。

(2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者の広告宣伝等が必要以上に強調されないよう留意する。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

## 6 使用禁止の大会呼称

協賛企業の大会呼称については、(公財)日本体育協会といきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会が共同で実施する企業協賛制度に則り、次号については使用できないものとする。

(1) 国体パートナー、オフィシャルスポンサー、オフィシャルサポーター、オフィシャルサプライヤー、大会協力企業の呼称。

(2) 市・競技を限定せず、大会全体を指す呼称。

## 7 協賛への謝意

協賛物品を受け入れた場合は、必要に応じて市ホームページ等にその旨を掲載するなど、市民周知に努めるものとする。また、付表1の謝意実施基準に基づき、協賛者へ謝意を表すものとする。

## 8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、2017年6月1日から2019年8月30日までとする。

## 9 その他

この要項に定めるもののほか、大会協賛の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

## 10 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会運営基本計画

## 1 目的

本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会における競技会について、県、競技団体との緊密な連携を図りながら、選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう円滑で効率的に運営するため、本計画を策定する。

## 2 内容

## (1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、施設管理者、その他関係機関と緊密な連携を図るとともに、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できる体制づくりを行う。

## (2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体、その他関係機関と協議のうえ、適正な配置を行う。

## (3) 競技会場及び練習会場の整備等

競技会場及び練習会場の整備及び確保等については、県、競技団体、その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

## (4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体、その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

## (5) 記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、その他関係機関と協議のうえ、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

## (6) リハーサル大会

リハーサル大会の競技会運営については、前各号を準用する。

また、基本的には先催県の開催内容を踏襲しながらも、役員編成及び会場整備、記録等については、本大会ソフトボール競技会の実施に必要な競技会運営能力の向上を図るため、出来る限り本大会にあわせたものとする。

## 第 7 4 回国民体育大会下妻市式典基本計画

## 1 目的

本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という）における式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつも、創意工夫を凝らし、温かみのある運営に努めるため、本計画を策定する。

## 2 内容

## (1) 式典の種類

式典の種類は、開始式、表彰式、炬火イベントとする。

## (2) 開始式

開始式は、実施の有無を競技団体と協議し、実施する場合には、選手等の負担とならないよう配慮するとともに、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

## (3) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議し、選手の健闘をたたえる式典となるよう努める。

## (4) 炬火イベント

炬火イベントは、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意と工夫を凝らして実施する。

## (5) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD 等の活用を図るなど簡素化に努める。

## (6) リハーサル大会

リハーサル大会における式典については、先催の実施内容を踏襲しつつ、前各号を準用する。



## 第 7 4 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画

## 1 目的

本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会における競技施設の整備について、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準等を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、競技運営に支障がないよう、万全を期した整備を行うため、本計画を策定する。

## 2 内容

## (1) 競技会場の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、適切で効率的な整備を行う。

## (2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

## (3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所、休憩所等の臨時仮設物については、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ設置する。

## (4) 給排水施設の整備

休憩所及び仮設トイレ等で、給排水設備が必要な場合には、施設管理者等と十分協議のうえ、仮設により整備する。

## 第74回国民体育大会下妻市医療救護実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市準備委員会(以下「準備委員会」という。)は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て医療救護対策を実施する。

## 3 救護所の設置

## (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

## (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師及び救急隊員等を置く。

## (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

## 4 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

## 5 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しないこととする。

## 6 炬火イベント等における医療救護

下妻市内における炬火イベント等に関して、必要に応じて医療救護対策を実施する。

## 7 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに下妻市実施本部に連絡する。また、準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

## 8 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

## 9 医療費の負担

救護所での診察費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## 10 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市防疫対策実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市準備委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

## 3 防疫対策

## (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

## (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

## ア 大会参加者等の感染症患者についての情報収集

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

## イ 大会期間中の注意喚起

下妻市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

## (3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対するその他の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて法令等に基づき必要な措置を講じる。

## 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市食品衛生対策実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会(以下「大会」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市準備委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

## 3 食品衛生対策

## (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等の食品衛生に関する意識向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

## (2) 監視指導

関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、大会会場の食品販売店等に対して、監視指導を行い、食品の衛生確保や適正表示の徹底を図る。

## (3) 健康管理

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

## (4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

## 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市環境衛生対策実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市準備委員会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

## 3 環境衛生対策

## (1) 競技会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

## (2) ごみの減量化及びリサイクルの推進

大会の準備及び実施に当たっては、ごみの減量化及び再資源化に努める。

## (3) 宿泊施設における衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿泊施設の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう宿泊施設及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

## (4) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

## 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市輸送交通業務実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 実施方法

第74回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

## 3 輸送交通業務の内容

## (1) 輸送対象者

輸送対象者は、次に掲げる者とする。

ア 選手・監督

イ 競技役員

ウ 競技会役員、競技会係員、競技補助員、競技会補助員

エ 報道関係者、視察員

オ 一般観覧者

カ その他、準備委員会が必要と認めた者

上記、オ及びカを除いたものを以下「大会参加者」という。

## (2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は原則として、公式練習日を含む競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は延長する。

## (3) 輸送交通業務の範囲等

## ア 大会参加者の輸送範囲

a 市が指定する乗降駅から宿泊までの間のうち、準備委員会が必要と認めるもの。

b 総合開会式参加者（ア選手・監督及びイ競技役員）に係る宿泊から県実行委員会が設定する指定集合地までの間。なお、指定集合地において輸送業務を県実行委員会に引き継ぐものとする。

c 競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他大会関連諸行事の会場等の相互間。

## イ 一般観覧者の輸送範囲

a 競技会場、市が指定する乗降駅、遠隔地にある指定駐車場の相互間。

## ウ 輸送方法

- a 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

## 4 輸送力の確保

### (1) 臨時バスの運行等

準備委員会は、必要と認められる場合に、関係機関・団体に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

### (2) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を準備委員会が確保する。

### (3) 予備車の確保

準備委員会は、大会開催期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

## 5 輸送業務の内容

### (1) 輸送計画の策定

準備委員会は、関係機関・団体の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

### (2) 指定集合地の設定

準備委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体と協議のうえ指定集合地を設定する。

### (3) 輸送経路の設定

準備委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体と協議のうえ輸送経路を設定する。

### (4) 輸送案内

準備委員会は、必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、宿舍及び競技会場等への誘導案内を行う。

### (5) 広域配宿における輸送

準備委員会は、広域配宿によって下妻市以外に所在するホテル等を宿舍として利用する選手・監督及び競技役員等の輸送を必要に応じて実施する。

### (6) 同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ必要に応じて実施する。

### (7) 一般観覧者の輸送

準備委員会は、一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため関係機関・団体の協力を得て、必要な措置を講じる。



## 6 交通業務の内容

### (1) 交通規制

準備委員会は、競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

### (2) 案内・誘導

準備委員会は、大会参加者及び一般観覧者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等の案内・誘導看板等を設置する。

### (3) 交通整理

準備委員会は、大会参加者及び一般観覧者の運行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

### (4) 路上駐車防止

準備委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、競技会場周辺の巡回等必要な措置を講じる。

### (5) 指定駐車場の確保及び開設

準備委員会は、大会参加者及び一般観覧者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

### (6) 指定駐車場の管理及び運営

準備委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

### (7) 駐車許可証の交付

準備委員会は、特に利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場利用者に対して、事前に駐車許可証を交付し、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

### (8) 交通環境整備

準備委員会は、大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、大会参加者及び一般観覧者に対し、公共交通機関の利用推進及び自家用車での来場自粛を働きかける。

### (9) 道路機能の保全

準備委員会は、大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中、交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺道路における道路工事の抑制等について、関係機関へ協力を求める。

## 7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

## 第74回国民体育大会下妻市警備・消防防災業務実施要項

## 1 趣旨

この要項は、第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画に基づき、本市で開催される、第74回国民体育大会及びリハーサル大会（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

## 2 警備業務

## (1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

## (2) 実施内容

## ア 大会開催前業務内容

- a 警備計画の作成に関する事。
- b 警備体制の整備・確立に関する事。
- c 実地踏査の実施に関する事。
- d 通信体制の整備・確立に関する事。
- e 業務に携わる警備員及び係員の確保と事前教育の実施に関する事。
- f 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。
- g 関係機関との連絡協力体制の確立に関する事。
- h その他必要な警備業務に関する事。

## イ 大会期間中業務内容

- a 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- b 雑踏事故、その他の事件・事故の防止に関する事。
- c 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関する事。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道関係者その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関する事。
- f 迷子、遺失物等への対応に関する事。
- g その他必要な警備業務に関する事。

## 3 消防防災業務

## (1) 基本的事項

消防法等関係法令を遵守するとともに、下妻市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項に基づき、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

## (2) 実施内容

### ア 大会開催前業務内容

- a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- b 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関する事。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関する事。
- d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関する事。
- e 大会関連施設での避難訓練に関する事。
- f 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関する事。
- g その他必要な消防防災業務に関する事。

### イ 大会開催期間中業務内容

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- b 大会関連施設の救急救助に関する事。
- c 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- d その他必要な消防防災業務に関する事。

## (3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、関連機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

## (4) 大規模災害等に係る対策

大会の開催前及び開催期間中において、下妻市災害対策本部が設置された場合は、下妻市の防災関係部局と連携し対応する。

## 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) ソフトボール競技のリハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 付則

この要項は、平成29年4月17日から施行する。

第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体) 競技別会期

【正式競技】

競技名	種別	会場地	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28 土	9/29 日	9/30 月	10/1 火	10/2 水	10/3 木	10/4 金	10/5 土	10/6 日	10/7 月	10/8 火
総合開会式		ひたちなか市		◎										
総合閉会式		ひたちなか市												◎
陸上競技	全種別	ひたちなか市	5							○	○	○	○	○
サッカー	成年男子	鹿嶋市	4			○	○	○	○					
	少年男子	ひたちなか市	5		○	○	○	○	○					
	女子	ひたちなか市	4		○	○	○	○						
テニス	全種別	神栖市	4		○	○	○	○						
ボート	全種別	潮来市	4							○	○	○	○	
ホッケー	全種別	東海村	5		○	○	○	○	○					
ボクシング	全種別	城里町	5						○	○	○	○	○	
バレーボール	6人制	成年男子	ひたちなか市	4				○	○	○	○			
		成年女子	ひたちなか市	4				○	○	○	○			
		少年男子	ひたちなか市	4				○	○	○	○			
		少年女子	結城市	4				○	○	○	○			
バスケットボール	成年男子	日立市	4							○	○	○	○	
	少年男子	日立市	5							○	○	○	○	○
	成年女子	水戸市	4							○	○	○	○	
	少年女子	水戸市	5							○	○	○	○	○
レスリング	全種別	水戸市	4	○	○	○	○							
セーリング	全種別	阿見町	4		○	○	○	○						
ウエイトリフティング	全種別	高萩市	5					○	○	○	○	○		
ハンドボール	成年男子	坂東市	5						○	○	○	○	○	
	成年女子	坂東市	1						○					
	成年女子	守谷市	4						○	○	○	○		
	少年男子	常総市	4						○	○	○	○		
	少年女子	常総市	5						○	○	○	○	○	
自転車	トラック	全種別	取手市	4			○	○	○	○				
	ロード	全種別	つくば市	1		○								
ソフトテニス	全種別	北茨城市	4		○	○	○	○						
卓球	全種別	日立市	5	○	○	○	○	○						
軟式野球	成年男子	水戸市	4							○	○	○	○	
		土浦市	2							○	○			
		日立市	2							○	○			
		笠間市	4							○	○	○	○	
		牛久市	2							○	○			
		高萩市	2							○	○			
相撲	全種別	土浦市	3		○	○	○							
馬術	全種別	那珂市	5		○	○	○	○	○					
フェンシング	全種別	水戸市	4							○	○	○	○	
柔道	全種別	龍ヶ崎市	3								○	○	○	
ソフトボール	成年男子	常陸太田市	3		○	○	○							
	成年女子	常陸太田市	3		○	○	○							
	少年男子	下妻市	3		○	○	○							
	少年女子	下妻市	3		○	○	○							

競技名	種別	会場地	競技 日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
バドミントン	全種別	石岡市	4		○	○	○	○						
弓道	全種別	水戸市	4							○	○	○	○	
ライフル射撃	C P	成年男子	茨城町	3						○	○	○		
	C P 以外	全種別	桜川市	4						○	○	○	○	
剣道	全種別	筑西市	3		○	○	○							
ラグビーフットボール	全種別	水戸市	5		○	○	○	○	○					
山岳	リード	全種別	鉾田市	3						○	○	○		
	ボルダリング	全種別	鉾田市	3						○	○	○		
カヌー	スプリント	全種別	神栖市	4						○	○	○	○	
	スラローム	全種別	大子町	2							○	○		
	ワイルドウォーター			2						○			○	
アーチェリー	全種別	つくば市	3							○	○	○		
空手道	全種別	牛久市	3	○	○	○								
クレー射撃	全種別	笠間市	3								○	○	○	
なぎなた	全種別	常陸大宮市	3		○	○	○							
ボウリング	全種別	取手市	6					○	○	○	○	○	○	
ゴルフ	成年男子	大洗町	3		○	○	○							
	少年男子・女子	笠間市	3		○	○	○							
トライアスロン	全種別	潮来市	1		○									

【正式競技(会期前実施競技)】

競技名	種別	会場地	競技 日数	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
水泳	競泳	全種別	ひたちなか市	3							○	○	○
	飛込	全種別		3							○	○	○
	シンクロナイズドスイミング	少年女子	1						○				
	水球	少年男子・女子	土浦市	4						○	○	○	○
	オープンウォータースイミング	全種別	潮来市	1				○					
バレーボール	ビーチバレーボール	全種別	大洗町	4						○	○	○	○
体操	競技	全種別	日立市	4					○	○	○	○	
	新体操	少年女子	2	○	○								
	トランポリン	全種別	稲敷市	2	○	○							

【特別競技】

競技名	種別	会場地	競技 日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
高等学校野球	硬式	水戸市	4		○	○	○	○						
	軟式	土浦市	4		○	○	○	○						

【公開競技】

競技名	種別	会場地	競技 日数	競技日程
綱引	全種別	古河市	2	8月31日(土)～9月1日(日)
武術太極拳	全種別	取手市	2	9月15日(日)～9月16日(月)
パワーリフティング	全種別	つくば市	3	9月21日(土)～9月23日(月)
ゲートボール	全種別	行方市	2	8月31日(土)～9月1日(日)
グラウンド・ゴルフ	全種別	神栖市	2	9月14日(土)～9月15日(日)

## 第74回国民体育大会下妻市準備委員会会則

## 第1章 総則

## (名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会下妻市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

## (組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

## (役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

( 役員の職務 )

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

( 任期等 )

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

( 顧問及び参与 )

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

( 会議の種類 )

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

( 総会 )

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- （常任委員会）
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
  - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
  - 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
  - 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。
- （専門委員会）
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
  - 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
  - 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。



## 第4章 会長の専決処分

### (会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

### (委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則(平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会  
下妻市準備委員会委員・役員名簿

(順不同・敬称略)

## 会 長

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市長	稲葉 本治

## 副 会 長

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市議会議長	須藤 豊次
下妻市副市長	野中 周一
下妻市教育長	横瀬 晴夫
下妻市体育協会会長	井上 暢
下妻市商工会会長	外山 崇行
下妻市観光協会会長	木村 進
下妻市ソフトボール連盟会長	高村 恵多

## 常任委員

所属機関・団体・役職名	氏 名
茨城県常総保健所長	本多 めぐみ
下妻警察署長	福地 健一郎
下妻消防署長	上原 孝一
下妻市校長会会長	島田 和夫
茨城県ソフトボール協会理事長	大久保 進司
茨城県ソフトボール協会事務局長	吉田 陵平
鬼怒川流域交流Eポート大会実行委員会委員長	飯島 和一
株式会社ふれあい下妻総務部長	松本 知明
常総ひかり農業協同組合代表理事組合長	塚本 治男
茨城県ハイヤー・タクシー協会県西支部下妻部会長	黒須 英夫
真壁医師会下妻支部支部長	中山 公彦
下妻市自治区長連合会会長	田崎 光男
下妻市ふるさとづくり推進協議会会長	飯塚 武彦
下妻市市長公室長	中山 義則
下妻市総務部長	根本 桂二
下妻市市民部長	大月 義男
下妻市保健福祉部長	折原 嘉行

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市経済部長	斉藤 敏
下妻市建設部長	神郡 健夫
下妻地方広域事務組合事務局長	菊池 正行
下妻市議会事務局長	飯村 孝夫

#### 監 事

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市代表監査委員	渡辺 俊一
下妻市会計管理者	塚田 篤

#### 顧 問

所属機関・団体・役職名	氏 名
茨城県議会議員	飯塚 秋男

#### 参 与

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市教育委員会教育長職務代理者	青木 明美
下妻市教育委員会委員	平間 守
下妻市教育委員会委員	石濱 義則
下妻市教育委員会委員	赤荻 由美
日本放送協会 水戸放送局長	石川 信
株式会社茨城放送 代表取締役社長	北島 重司
つくばコミュニティ放送株式会社 代表取締役	岩崎 幸教
株式会社茨城新聞社 筑西支社長	渡辺 勝
株式会社読売新聞東京本社 水戸支局長	西村 洋一
株式会社朝日新聞社 水戸総局長	伊藤 寛
株式会社毎日新聞社 水戸支局長	仁瓶 和弥
株式会社産経新聞社 水戸支局長	北村 豊
株式会社時事通信社 水戸支局長	石田 保幸
一般社団法人 共同通信社 水戸支局長	江川 直人
株式会社常陽リビング社 編集部副編集長	坂入 祐司

#### 委 員

所属機関・団体・役職名	氏 名
下妻市議会文教厚生委員長	廣瀬 榮
下館河川事務所黒子出張所長	竹淵 勉
茨城県常総工事事務所長	飯村 信夫
下妻市スポーツ推進委員会委員長	平間 三男
下妻市スポーツ少年団本部長	柴崎 清一
下妻市小中学校体育連盟会長	片倉 順

所属機関・団体・役職名	氏 名
茨城県立下妻第一高等学校長	秋葉 和洋
茨城県立下妻第二高等学校長	川口 浩己
茨城県立下妻特別支援学校長	落合 幸雄
下妻市PTA連絡協議会会長	木村 吉規
下妻市ソフトボール連盟副会長	渡辺 則夫
下妻市ソフトボール連盟事務局	小島 浩二
下妻市商工会青年部部長	家所 佳紀
下妻市商工会女性部部長	秋葉 夏巳
下妻市金融団幹事	塚原 隆夫
下妻市建設業会会長	塚田 隆
下妻市千代川建設業協会会長	中川原 勇
関東鉄道株式会社取締役鉄道部長	高橋 眞一
関鉄パープルバス株式会社下妻営業所長	大山 雅之
下妻市歯科医師会会長	水上 正人
常総薬剤師会下妻班班長	外山 仁
公益社団法人茨城県柔道整復師会理事	中村 文男
下妻市観光物産会会長	飯塚 市郎
常総食品衛生協会専務理事	兼廣 實
下妻郵便局長	茶位 栄司
下妻地方広域シルバー人材センター常務理事	木村 宇一
下妻市消防団団長	富田 光一
交通安全協会下妻支部支部長	渡辺 国男
下妻市文化団体連絡協議会会長	國府田 晋
青少年を育てる下妻市民の会会長	稲吉 清一
下妻市食生活改善推進協議会会長	猪又 恭子
下妻市婦人会会長	塚田 ヒロ子
下妻食と農を考える女性の会会長	横島 幸子
下妻市老人クラブ連合会会長	小倉 房義
下妻ロータリークラブ会長	木村 勉
下妻千代川ライオンズクラブ会長	山中 祐子
下妻市ボランティア連絡協議会会長	飯塚 はつひ
小貝川ふれあい花の会会長	塚田 宏治
花と一万人の会会長	飯島 順一
下妻青年会議所理事長	藪部 正博

会 長	1 名
副 会 長	7 名
常任委員	21 名
監 事	2 名
顧 問	1 名
参 与	15 名
委 員	40 名
計	87 名

## 総務企画専門委員会委員名簿

平成 29 年 3 月 16 日現在

	所属・機関	役職名	氏名	備考
1	鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会	委員長	飯島 和一	委員長
2	下妻市観光協会	副会長	山本 宗一	副委員長
3	下妻市商工会	事務局長	菱沼 茂	
4	常総ひかり農業協同組合	企画総務部長	染野 清	
5	下妻市自治区長連合会	監事	猪瀬 憲一	
6	下妻市ふるさとづくり推進協議会	副会長	安原 春光	
7	下妻市建設業会	会長	塚田 隆	
8	下妻市千代川建設業協会	理事	横関 順一	
9	下妻地方広域シルバー人材センター	常務理事	木村 宇一	
10	下妻市文化団体連絡協議会	会長	國府田 晋	
11	下妻市婦人会	副会長	栗原 キヨ	
12	下妻市老人クラブ連合会	副会長	須藤 常夫	
13	下妻市ボランティア連絡協議会	会長	飯塚 はつひ	
14	下妻青年会議所	理事長	藺部 正博	
15	下妻市体育協会	副会長	三浦 仁	
16	下妻市ソフトボール連盟	事務局	小島 浩二	
17	茨城県ソフトボール協会	理事長	大久保 進司	
18	下妻市スポーツ推進委員会	副委員長	富永 武久	
19	下妻市校長会	校長	増田 徹	
20	茨城県立下妻第一高等学校	教頭	国府田 稔	
21	茨城県立下妻第二高等学校	教諭	小島 涉	
22	下妻市経済部	部長	斉藤 敏	
23	下妻市市長公室秘書課	課長	倉持 総男	
24	下妻市市長公室市民協働課	課長	寺田 武司	
25	下妻市建設部都市整備課	課長	鈴木 伸一	
26	下妻市教育委員会学校教育課	課長	高橋 浩之	

(順不同・敬称略)

## 競技式典専門委員会委員名簿

平成 29 年 3 月 27 日現在

	所属・機関	役職名	氏 名	備 考
1	茨城県ソフトボール協会	理 事 長	大 久 保 進 司	委員長
2	下妻市体育協会	副 会 長	山 本 学	副委員長
3	下妻市ソフトボール連盟	副 会 長	渡 辺 則 夫	
4	鬼怒川流域交流 E ポート大会実行委員会	委 員 長	飯 島 和 一	
5	下妻市スポーツ推進委員会	副 委 員 長	富 永 武 久	
6	下妻市スポーツ少年団	本 部 員	飯 村 純 男	
7	下館河川事務所鎌庭出張所	出 張 所 長	淺 野 貴 浩	
8	下妻市小中学校体育連盟	理 事 長	増 田 淳 二	
9	茨城県高等学校体育連盟 ソフトボール専門部	委 員 長	山 口 純 一	

(順不同・敬称略)

## 宿泊衛生専門委員会委員名簿

平成 29 年 3 月 27 日現在

	所属・機関	役職名	氏 名	備 考
1	茨城県常総保健所	衛 生 課 長	杉 山 照 美	委員長
2	下妻市保健福祉部保健センター	所 長	森 陽 子	副委員長
3	下妻市観光協会	常 任 理 事	山 内 雄 佑	
4	株式会社ふれあい下妻	総 務 部 長	松 本 知 明	
5	真壁医師会下妻支部		斉 藤 憲 太	
6	下妻市歯科医師会		飯 村 仁 一	
7	常総薬剤師会下妻班	班 長	外 山 仁	
8	常総食品衛生協会	下妻支部 副支部長	上 野 要	
9	下妻市食生活改善推進連絡協議会	副 会 長	小 林 ま さ 江	
10	下妻市経済部	部 長	斉 藤 敏	
11	下妻市市民部生活環境課	課 長	平 井 英 雄	

(順不同・敬称略)

輸送交通専門委員会委員名簿

平成 29 年 3 月 16 日現在

	所属・機関	役職名	氏 名	備 考
1	下妻市消防団	団 長	富 田 光 一	委員長
2	下妻市総務部消防交通課	課 長	岡 本 俊 彦	副委員長
3	茨城県ハイヤー・タクシー協会 県西支部下妻部会	代 表	黒 須 英 夫	
4	茨城県常総工事事務所	道 路 管 理 課 長	小 島 保	
5	関東鉄道株式会社	水海道管区 駅 長	宮 田 隆 一	
6	関鉄パープルバス株式会社	下 妻 本 社 営 業 所 長	大 山 雅 之	
7	下妻警察署	警 備 課 長	菅 原 安 和	
8	下妻消防署	総 務 係 長	皆 葉 清	
9	交通安全協会下妻支部	副 支 部 長	長 谷 川 弘	
10	下妻市建設部建設課	課 長	飯 田 薫	

(順不同・敬称略)



# いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん